

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次	ページ
告 示	
○救急病院の認定	(医療政策課) 1
○公共測量の実施の通知（4件）	(用地対策課) 1
○道路の区域変更	(道 路 課) 1
◎「高知県旅費事務センター運営委託業務」に係る公金事務の委託	(総務事務センター) 1
公 告	
○土地改良区の役員の就退任	(農業基盤課) 1

告 示

高知県告示第513号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。
令和7年8月5日

高知県知事 濱田 省司			
医療機関の名称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
もみのき病院	高知市塚ノ原6番地1	令和7・8・1	令和10・7・31

高知県告示第514号

国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和7年7月16日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
令和7年8月5日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
公共測量（用地測量）
- 作業期間
令和7年6月26日から令和8年1月16日まで
- 作業地域
四万十市古津賀地内

高知県告示第515号

国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和7年7月16日に受けたの

で、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
令和7年8月5日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
公共測量（用地測量）
- 作業期間
令和7年7月10日から令和8年1月30日まで
- 作業地域
四万十市古津賀地内

高知県告示第516号

国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和7年7月17日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
令和7年8月5日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
公共測量（用地測量）
- 作業期間
令和7年7月14日から同年10月31日まで
- 作業地域
土佐郡土佐町土居地内

高知県告示第517号

高知県土木部幡多土木事務所土佐清水事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和7年7月22日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
令和7年8月5日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
公共測量（基準点測量、現地測量、路線測量）
- 作業期間
令和7年8月18日から令和8年2月20日まで
- 作業地域
土佐清水市養老

高知県告示第518号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、令和7年8月5日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和7年8月5日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 県道
- 路 線 名 山川野市

3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）
香南市野市町東野字 ソノ丸893番1から 香南市野市町東野字 ソノ丸960番1まで	前	9.1 }	211
	後	9.5 }	211

高知県告示第519号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき指定公金事務取扱者を令和7年6月2日に指定し、公金事務を同日に委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。
令和7年8月5日

高知県知事 濱田 省司

指定公金事務取扱者		指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出	委託期間
事務所の所在地	名称		
高知市栈橋通四丁目12番7号	とさでん交通株式会社	「高知県旅費事務センター運営委託業務」における旅行者への旅費の支払等	令和7年6月2日から令和10年6月30日まで

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、片地土地改良区から次のとおり退任し、及び就任した役員の届出があった。
令和7年8月5日

高知県知事 濱田 省司			
役名	氏 名	住 所	
(退任)			
理事	舟谷 和幸	香美市土佐山田町船谷50番地	
(就任)			
理事	舟谷 恭一	香美市土佐山田町船谷61番地	